

安全保障理事会決議 2268 (2016)

2016年2月26日、安全保障理事会第7634回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012)、2118 (2013)、2139 (2014)、2165 (2014)、2170 (2014)、2175 (2014)、2178 (2014)、2191 (2014)、2199 (2015)、2235 (2015)、2249 (2015)、2253 (2015)、2254 (2015) および 2258 (2015) 並びに 2011年8月3日 (S/PRST/2011/16)、2012年3月21日 (S/PRST/2012/6)、2012年4月5日 (S/PRST/2012/10)、2013年10月2日 (S/PRST/2013/15)、2015年4月24日 (S/PRST/2015/10) および 2015年8月17日 (S/PRST/2015/15) の安保理議長諸声明を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的および原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

決議 2254 (2015) の実施における事務総長の取組を認識した、彼の周旋を通じたそしてシリア担当事務総長特使による、2016年1月29日の、決議 2254 (2015) の第2項に適合する、政治的移行過程に関する正式な交渉の開始に留意し、

2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケにそっくりそのまま基づく、シリア人主導でシリア人所有の政治的移行を確保しそして決議 2254 (2015) の完全実施を直ちに促進するという国際シリア支援グループ (ISSG) の公約を称賛し、並びにこの目標に向けて一生懸命にまた前向きに活動するシリアにおける全ての当事者の緊急性を強調し、

ISSG 人道タスク・フォースおよび ISSG 停戦タスク・フォースの設立を含む、2016年2月11日の ISSG 声明を歓迎し、

1. 2016年2月22日のシリアにおける敵対行為の停止に関する、ISSG が共同議長である、合衆国とロシア連邦の共同声明および行動声明に付属したシリアにおける敵対行為の停止のための条件 (以

下「同添付文書」とする)を完全に是認し、そして2016年2月27日10時(ダマスカス時間)に始まる敵対行為の停止を求める。

2. シリアにおける紛争を終わらせるため、ISSG 声明で定められたように、ジュネーブ・コミュニケに従った、シリア人主導でシリア人所有の政治的移行を促進するため、決議 2254 (2015) の完全且つ直ぐの実施を要求し、またシリア国民が、シリアの将来を決定しようとするのを再び強調する。

3. 同添付文書に定められたような敵対行為の停止が適用される全ての当事者(以下「敵対行為の停止の当事者」として言及する)が、同添付文書において提示された自らの公約を遂行することを要求し、そして全ての加盟国、特に ISSG 構成国に対し、これらの公約の遂行を確保しまた恒久的且つ永続する停戦のための条件を創り出す取組を支援するため敵対行為の停止の当事者に対する自らの影響力を使うことを促す。

4. 敵対行為の停止条件に関する理解に達したロシア連邦および合衆国の努力を認識し、そしてロシア連邦と情報交換している、シリア政府軍およびそれを支援する軍並びにロシア連邦または合衆国と情報交換している、シリア反政府武装集団が、敵対行為の停止条件を受諾しそして遵守することを約束したこと、またそれ自体が今やその当事者であることを認めまた歓迎する。

5. 最短経路でシリア全土への人道機関の迅速な、安全なそして妨害のないアクセスを直ちに許し、直ぐに、人道的な援助が、とりわけ全ての包囲された地区と辺鄙な地区の必要としている全ての人々に届くことを許しそして適用可能な場合には、国際人道法および国際人権法を含む、国際法の下での自らの義務を直ちに遵守するという全ての当事者への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

6. デリゾール県、フア、ケフラヤ、ザバダニ、マダヤ/ベクイン、ダラヤ、マダミエット・エルシャーム、デュマ、東ハラスタ、アービン、ザマルカ、カファル・バトナー、アイン・タルマー、ハンムリア、ジスレイン、サクバ、ザバディン、ヤルムーク、アレッポ郊外の東部および西部、アザズ、アフリン、アット・トール、ラスタン、タルビセー、アル・ハウレ、テル・マレ/アル・ガント/ダー・カビラ、アル・ワー、ヤルダ、バビラおよびベイト・サヘムを含む、全国を通じた十分な、持続的なそして妨害のないアクセスに向けた目的で、人道援助の緊急提供を加速するため、ISSG 人道作業部会を通して調整された、ISSG 活動に対する支援を表明する。

7. 国際連合により促進されたシリア人主導の政治過程に対する安保理の支援を再確認し、事務総長に対し、彼の周旋およびシリア担当事務総長特使の取組を通して、国際連合の後援の下で、可及的速やかなシリア政府の代表と反政府勢力の代表との間の正式な交渉を再開することを要請し、そしてシリア政府とシリア反政府勢力の代表者に対し、この交渉に誠実に従事することを促す。

8. 継続する停戦に向けた一歩としての敵対行為の停止を歓迎しそして 2012 年ジュネーブ・コミュニケに従った、停戦と並行した政治過程の間の緊密な結び付き、そしてまた両方の活動が、決議 2254 (2015) において表明されたように迅速に前進すべきことを再確認する。

9. 全ての国家に対し、和平プロセス、恣意的に拘束したあらゆる人、特に女性と子どもの早期の解放を含む、信頼醸成措置、および敵対行為の停止の実施を促進するため、シリア政府とシリアの反政府勢力に自らの影響力を使うことを求める。

10. 事務総長に対し、ISSG 停戦タスク・フォースにより提供された情報を利用することによるものを含む本決議の実施に関してまた決議 2254 (2015) に関して、本決議の採択から 15 日以内にそしてその後は 30 日毎に、安保理に報告することを要請する。

11. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。